

青森県報

第千百十三号

令和八年
九月四日
(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……一
- 賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則…………… (同) ……一

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) ……二
- 保安林の指定解除予定…………… (林政課) ……三
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (地域企業支援課) ……三

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十三号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第八号中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十四号

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する補助職員を指定する規則(昭和四十年十月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

告 示

青森県告示第四百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人立栄会	北海道二海郡八雲町栄町一三の八	施設入所支援	障害者支援施設草薙園	弘前市大字大森字草薙五の三	令和八・七・二七	
社会福祉法人立栄会	北海道二海郡八雲町栄町一三の八	生活介護	障害者支援施設草薙園	弘前市大字大森字草薙五の三	〃	
社会福祉法人立栄会	北海道二海郡八雲町栄町一三の八	短期入所	草薙短期入所事業所	弘前市大字大森字草薙五の三	〃	
社会福祉法人立栄会	北海道二海郡八雲町栄町一三の八	共同生活援助	くさなぎ希望寮	弘前市大字藤代四丁目三の四	〃	
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目一六の一 品川イーストワ ンタワー二階	居宅介護	ソエルガーデン弘前訪問介護	弘前市大字松森町三八の三	八・九・一	

ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目一六の一 品川イーストワ ンタワー二階	重度訪問介護	ソエルガーデン弘前訪問介護	弘前市大字松森町三八の三	〃
-------------	-------------------------------------	--------	---------------	--------------	---

青森県告示第四百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局三沢岡三沢店	三沢市下久保一丁目一の三	令和八・九・一

青森県告示第四百七十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和八年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類		指定年月日
		障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	
指定障害児通所支援事業者				

五所川原シ ステム合同 会社	五所川原市字田 町一〇の一〇	児童発達 支援	児童デイサ ービスとい かの杜中央 プレイス	五所川原市中央 六丁目七一	令和 八・九・一
五所川原シ ステム合同 会社	五所川原市字田 町一〇の一〇	放課後等 デイサー ビス	児童デイサ ービスとい かの杜中央 プレイス	五所川原市中央 六丁目七一	〃
五所川原シ ステム合同 会社	五所川原市字田 町一〇の一〇	保育所等 訪問支援	児童デイサ ービスとい かの杜中央 プレイス	五所川原市中央 六丁目七一	〃

青森県告示第四百七十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年九月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
十和田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
公衆の保健
- 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル八戸小中野店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二
代表取締役 永田洋幸
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二
代表取締役 永田洋幸
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和九年四月十九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、九六三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
七五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
駐輪場1 一二台
駐輪場2 一一台
合計 二三台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 九六平方メートル

- 荷さばき施設2 四八平方メートル
合計 一四四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 二・九立方メートル
廃棄物等保管施設2 三・二立方メートル
廃棄物等保管施設3 三・二立方メートル
合計 九・三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社トリアルカンパニー
二十四時間
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 二十四時間
荷さばき施設2 二十四時間
- 八 届出年月日
令和八年八月十八日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁
- 2 期間
令和八年九月四日から令和九年一月四日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
令和九年一月四日
- 2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口二枚二付二十四円九十五銭